

第4補給処公示第20号
令和3年2月9日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
村岡 良雄

株式会社昌新を下請けとする契約手続きについて

株式会社昌新（法人番号 5010001045971）（以下「同社」という。）が防衛装備品に係る契約について、事実と異なる過大な金額を計上した見積書を作成し、主契約企業に提出した疑いがあることが判明したことにより、防衛省は令和2年12月11日から令和3年9月10日まで同社に対し指名停止措置を行いました。

ついては、第4補給処分任支出負担行為担当官との既契約又は、指名停止の期間中の新規契約における、同社を下請として輸入部品等を取得する契約の手続を下記のとおりとします。

細部、不明点等は、契約課各班担当まで連絡願います。

記

1 同社から部品等を取得する場合の手続き

同社に対する指名停止期間中、下請会社として同社から輸入部品等を取得する必要がある場合には、次のいずれかの手続を実施する予定です。

(1) 同社以外から代替品を取得することができる場合

契約変更等が必要な場合は、その手続を実施する。

(2) 同社以外から代替品を取得することが困難な場合

特定費目の代金の確定に関する特約条項を添付し、同社の下請部分を特定費目とするか又は、同社に対する過払いが判明した場合は、後日、甲乙の協議により返納額を決定する旨記載した合意書を締結する。

2 下請負承認願の提出

令和2年12月12日以降に締結する契約のうち、同社から輸入部品を取得している契約については、入札心得(第4補給処公示第45号平成20年5月29日)5. 5. 1ただし書きの規定によらず、下請負承認願を契約課まで提出願います。